

元 兼 正 浩

MOTOKANE Masahiro



教育と法(法規)は「水と油」のごとく一見なじまないもの、なじむべきでないもののように思われるが、学校(公教育制度)における教育活動も、これを条件整備面で支える教育委員会(教育行政作用)も法的な裏づけをもって営まれています。1クラスの人数(上限)も、就学すべき小中学校も、教壇に立つためには一定の資格が必要なことも、教える内容や時間数までも、すべて法により定められています。では、法は教育や私たちを束縛するものなのでしょうか。よく考えてみると、法がしばっているのは行政であり、そのことは同時に私たち国民(子どもたち)の学習権を守っていることになります。近年、こうした法の「規制緩和」が広がっています(学校選択制度や民間人登用など)が、そうした政策がどのような影響をもたらすかについて検討する必要もでて参りました。教育や教育行政の諸問題を法的なまなざしで捉え直そうとするのが私たちの研究室なのです。

## 研究テーマ

### ① 教職員人事行政研究:

教師は「安月給」なの、それとも「高給取り」なの? 定期的に一斉に異動するのはなぜ? 授業の準備や研究はいつやってるの? 教育委員会やセンターに行くことは出世なの? 教師を夢見た人たちが教壇を離れ管理職になろうとするのはなぜ? (高校時代からのテーマ)。

### ② 校長職の法的地位に関する研究:

校長室に飾られた髭を生やした初代校長は本当に「校長」だったのでどうか、各國で教育改革のキー・パーソンともてはやされる校長職に期待される役割は同じなのでどうか、校舎の改修やウサギの世話をも管理職の仕事なのでどうか(私のライフワーク)。

### ③ 教育職員免許法の法社会学:

教師としての最低限の資質力量の保持を公証する「教員免許状」は大学の教職課程を履修することにより取得できますが、「大学の自治」とのせめぎあいの中できわめて柔軟な運用がなされ、大学側の「品質管理」のあり方が問われています(最近の研究テーマ)。

## 主な著書・論文

「学校改善のための校長人事プログラム開発」

(中留武昭教授退官記念論集『21世紀の学校改善』  
第一法規 2003)

「開かれた学校の視座と戦略」

(『「総合的な学習の時間」成功のカギ』  
ぎょうせい 2002)

「自律的学校経営と人事管理」(八尾坂教授と共に著)

科学技術報告書所収 2001

「校長の資格と養成・免許」

『自律的学校経営と教育経営』玉川大学出版会 2000

『教育法規新事典』(共著、神田修・兼子仁編)

北樹出版 1999

## 「私たちの研究室」



今春より新装開店いたします。これまで営業しておりました宗像店では研究室のことを「ルーム」と呼んでおり、部室のようにごったがえした「ルーム」の中で教官とルーム生とルーム生でない者(居候)が同居していました。潮干狩り、スポーツ大会、中間合宿、3大学合同合宿、卒業旅行、各種コンパとルーム行事も家族ぐるみで盛りだくさんでした。このたびのリニューアルオープンにあたっては、せわしない時間の流れを少し堰き止め、「行列ができる」法律相談所ではありませんが、教育法に関心をもつ教育学部生のみならず他学部の教職志望者や学校ボランティア希望者、子持ち、職持ち、時間もちの居候までもがつどう研究室をめざします。これから新しい歴史と一緒に築いていきましょう。